

名古屋市公報	令和元年12月11日 第32号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次 ページ

規則

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則 (市経・地域振興課) (第60号) 3

告示

- 家賃算定に関わる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第423号) 4
- 名古屋市市税条例第33条第2項に規定する地域の指定
(財政・固定資産税課) (第424号) 6
- 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更 (住都・都市計画課) (第425号) 7
- 名古屋都市計画生産緑地地区の変更 (住都・都市計画課) (第426号) 8
- 名古屋都市計画道路の変更 (住都・街路計画課) (第427号) 9

選挙管理委員会告示

- 各種直接請求等に必要な数について (第8号) 11

教育委員会告示

- 教育委員会定例会の開催について (第16号) 13

病院局管理規程

- 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正 (第19号) 14

公告

- 土地改良区の役員の就退任の公告 (緑土・都市農業課) 19
- 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告
(市経・地域振興課) 21
- 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告
(市経・地域振興課) 26

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第60号）

1 内 容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第26号）の施行期日を定めるものです。

	名 称	位 置	施 行 期 日
供用開始	名古屋市光城コミュニティセンター	名古屋市北区中丸町 3丁目 2番地の 3	令和元年12月16日
	名古屋市吹上コミュニティセンター	名古屋市昭和区鶴羽町 1丁目 9番地の 1	令和元年12月15日
	名古屋市豊治コミュニティセンター	名古屋市中川区江松四丁目 624番地	令和 2年 1月12日

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第60号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第26号）中別表の改正規定のうち名古屋市広路コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は令和元年12月15日とし、同表の改正規定のうち名古屋市楠西コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は同月16日とし、同表の改正規定のうち名古屋市豊治コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は令和2年1月12日とする。

名古屋市告示第 423号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和元年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和元年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
新 萱 場 荘		102号、 103号、 202号、 203号、 207号、 302号、 303号、 307号、 402号、 403号、 407号、 502号、 503号、 507号、 602号、 603号、 607号、 702号、 703号、 707号、 802号、 803号、	0.9360	0.7984	1.0000	85,200円

		807号、 902号、 903号及び 907 号				
		104号、 105号、 204号、 205号、 304号、 305号、 404号、 405号、 504号、 505号、 604号、 605号、 704号、 705号、 804号、 805号、 904号及び 905 号	0. 9360	0. 6676	1. 0000	71, 100円
		106号、 201号、 206号、 208号、 301号、 306号、 308号、 401号、 406号、 408号、 501号、 506号、 508号、 601号、 606号、 608号、 701号、 706号、 708号、 801号、 806号、 808号、 901号、 906号 及び 908号	0. 9360	0. 9507	1. 0000	101, 300円
		107号	0. 9360	0. 7984	1. 0000	86, 600円
		108号	0. 9360	0. 9430	1. 0000	102, 500円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 424 号

名古屋市市税条例第33条第 2 項に規定する地域の指定

令和 2 年度分の固定資産税について、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第33条第 2 項に規定する市長の指定する地域は、次に掲げるものとします。

令和元年12月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市明願土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 425号

名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別緑地保全地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年12月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別緑地保全地区

2 都市計画を変更する土地の区域

熊野三社特別緑地保全地区 名古屋市南区呼続二丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 426号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年12月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 427号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和元年12月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
7・ 7・82号 河岸町線	名古屋市瑞穂区 河岸町 3丁目	名古屋市瑞穂区 河岸町 3丁目	
7・ 7・83号 呼続 1号線	名古屋市南区 呼続元町	名古屋市南区 呼続元町	
7・ 5・84号 呼続 2号線	名古屋市南区 呼続一丁目	名古屋市南区 呼続一丁目	
7・ 7・85号 呼続 3号線	名古屋市南区 呼続二丁目	名古屋市南区 呼続二丁目	
7・ 7・86号 呼続 4号線	名古屋市南区 呼続二丁目	名古屋市南区 呼続二丁目	

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市選挙管理委員会告示第 8 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和元年12月 5 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,656 人

- 2 地方自治法第76条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第86条第 1 項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

335,349 人

- 3 地方自治法第80条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,389 人	熱 田 区	18,261 人
東 区	21,846 人	中 川 区	60,445 人
北 区	45,598 人	港 区	38,969 人
西 区	40,879 人	南 区	37,860 人
中 村 区	37,684 人	守 山 区	47,178 人
中 区	23,592 人	緑 区	66,474 人
昭 和 区	28,354 人	名 東 区	43,702 人
瑞 穂 区	29,851 人	天 白 区	43,519 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

313,798 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第16号

教育委員会定例会の開催について

令和元年12月 9日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年12月 2日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について

令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

教職員人事

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市病院局管理規程第19号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月 2日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 4条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1号中「。以下同じ」を削り、同条第 3号中「滅失し又はき損」を「滅失又は毀損」に改める。

第20条の見出し中「作成」の次に「の原則」を加え、同条の次に次の 1条を加える。

（同一又は他の媒体の行政文書の作成）

第20条の 2 行政文書について、所管課長が必要と認めるときは、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成し、元の行政文書（以下「原文書」という。）に代えて、起案（規則第 2条第 6号に規定する起案をいう。以下同じ。）その他行政文書の処理を行うことができる。

2 所管課長は、前項の規定により行政文書を作成した場合は、原文書と相違なく作成されたものであることを確認しなければならない。

第21条第 1項後段を次のように改める。

この場合において、参考資料等となる文書及び図画（写真及びフィルムを含む。）があるときは、前条第 1項の規定により作成した電子情報を文書管理システムに登録し、又は起案文書とは別に回付すること（以下（併用決裁）という。）ができる。

第33条の次に次の 1条を加える。

第33条の 2 第20条の 2の規定により行政文書を作成した場合においても、原文書については、この規程の定めるところにより保管、保存その他行政文書の管理を適正に行わなければならない。

第34条第 1項中「その定められた保存期間が10年を超える」を削り、同条第

2項中「元の行政文書（以下「原文書」という。）」を「原文書」に改め、同条第4項中「前条第3号」を「第33条第3号」に改める。

第36条第1項中「行政文書」の次に「（電磁的記録（条例第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第37条を次のように改める。

（電磁的記録の保存）

第37条 電子情報は、文書管理システムに登録して保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる電子情報は、それぞれ当該各号に定める方法により保存するものとする。

(1) 他の情報システムによる情報処理の用に供される電子情報 情報システム管理者（規則第37条第1項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(2) 電子情報（情報システムによる情報処理の用に供されるものを除く。）
所管課において保存する。

2 電磁的記録（電子情報を除く。）は、所管課において保存するものとする。

第40条第2項を次のように改める。

2 前項の閲覧又は貸出しを受けようとする職員は、行政文書閲覧・貸出申請書（第7号様式）により、所管課長に申請しなければならない。

第40条第3項中「保管課長等」を「所管課長」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「貸出し期間」を「貸出期間」に、同項ただし書中「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条第6項中「中の」を「を受けた」に、「き損」を「毀損」に、「保管課長等」を「所管課長」に改める。

第49条を次のように改める。

（許可の基準）

第49条 各科課長の長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第4号ただし書の許可をするものとする。

(1) 職員がスケジュール管理、メモ等の用途に使用するため、個人の所有する電子計算機を使用する場合

(2) 職員が専ら外部の情報を閲覧するため、個人の所有する電子計算機、通信機器及び通信回線を使用する場合

(3) 前 2号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認める場合

- 2 各科課室の長は、職員が前項第 1号又は第 3号の規定により同項の許可を受けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした上で、規則第35条第 5号ただし書の許可をするものとする。

第56条第 1項中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。次項から第 5項までにおいて同じ。）」を加え、同項及び同条第 2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第 3項中「電子計算機等」の次に「（規則第34条に規定する電子計算機等をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の 2項を加える。

- 5 前各項に定めるもののほか、情報システム管理者は、所管する情報システムに係る運用管理に関する規程の定めるところにより、当該情報システムの運用のために使用する記録媒体を適切に管理しなければならない。
- 6 第 1項から第 4項までに定めるもののほか、所管課長は、別に定めるところにより、記録媒体（持ち運んで使用するものに限る。）を適切に管理しなければならない。

第 7号様式を次のように改める。

第 7 号様式(行政文書閲覧・貸出申請書)

年 月 日

(宛先)

課長

次のとおり行政文書の閲覧又は貸出しを申請します。

申 請 者	所 属						
	氏 名						
	電話番号						
種 別	閲覧・貸出し (該当するものに○を付けてください。)						
理 由							
閲覧又は貸出しの申請に係る行政文書							
貸出番号	分類区分		簿冊名	書棚番号	返 却 予定日	返却確認	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

行政文 書所管 課長記 入欄	次のとおり承認します。		年 月 日	
	行政文書所管課長			㊟
	貸出期間			
	条 件			
	備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和元年12月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 小川土地改良区

(1) 退任役員

理事	鬼頭 時男	名古屋市港区天目町84番地
理事	小嶋 一夫	名古屋市港区小川一丁目34番地
理事	小島 宗春	名古屋市港区小川四丁目26番地
理事	小島 勝廣	名古屋市港区小川一丁目 131番地
理事	高岸 松栄	名古屋市港区小川四丁目17番地
理事	小嶋 信夫	名古屋市港区小川一丁目 125番地
理事	竹川 孝司	名古屋市港区小川四丁目13番地
監事	村瀬 辰男	名古屋市港区天目町16番地
監事	立松 恵二	名古屋市港区小川二丁目 1番地

(2) 就任役員

理事	小島 宗春	名古屋市港区小川四丁目26番地
理事	小嶋 信夫	名古屋市港区小川一丁目 125番地
理事	竹川 孝司	名古屋市港区小川四丁目13番地
理事	村瀬 辰男	名古屋市港区天目町16番地
理事	立松 恵二	名古屋市港区小川二丁目 1番地
監事	山田 政利	名古屋市中川区戸田ゆたか二丁目54番地の 2
監事	鬼頭 資典	名古屋市港区天目町 3番地の 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2第 1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行った同法第 260条の38第 1項の規定に基づく申請を相当と認めるので、同条第 2項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができます。

令和元年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申請を行った認可地縁団体の名称

桶狭間南町町内会

2 申請を行った認可地縁団体の区域

名古屋市緑区

桶狭間	3502番
桶狭間上の山	101番から 844番まで（ 817番から 831番までを除く。）、1501番から1621番まで、1708番、1901番から2508番まで、2606番から2611番まで、2706番から2710番まで及び2801番から3737番まで
桶狭間切戸	701番から2426番まで
桶狭間南	全域
桶狭間森前	1316番から1335番（1328番及び1333番を除く。）及び2101番から3108番まで

3 申請を行った認可地縁団体の主たる事務所の所在地

名古屋市緑区桶狭間上の山3709番地

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	203.88平方メートル	名古屋市緑区桶狭間上の山3709番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
梶野 剛司	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 57番地
山口 堅二	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子10 番第 4番地
榎本 隆一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 31番第 3番地
梶野 四郎	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 10番第 3番地
梶野 忠雄	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 2番地
梶野 憲夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 1番第 1番地
梶野 芳昭	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 20番第 1番地
梶野 松明	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 31番第 1番地
梶野 隆夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子 4 番第 3番地
梶野 一敏	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 26番第 1番地
梶野 博康	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 56番地

梶野 哲	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 3番地
平林 昌樹	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 6番第 3番地
久野 尊	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 33番地
梶野 十一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 19番地
梶野 利己	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子14 番第 1番地
梶野 勝巳	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 26番第 1番地
梶野 鈴利	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 26番第 4番地
梶野 定義	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 68番地
永田 辰男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子16 番地
神谷 武年	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 64番地
梶野 治	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字六ヶ廻 間 5番地
榎本 富夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 32番第 1番地
梶野 鈆世	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 16番第 2番地
早川 忠司	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 4番地
外山 秀幸	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字六ヶ廻 間 7番第 1番地

梶野 裕生	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 59番第14番地
久野 光市	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 30番第 4番地
平林 鎮夫	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 38番地
早川 金吾	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 52番第 2番地
永田 智	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 28番第 5番地
梶野 幸和	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字六ヶ廻 間27番第 1番地
青山 邦男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 55番第 1番地
梶野 正	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平子11 番地
梶野 題一	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 66番第51番地
青山 稔	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 33番第 1番地
梶野 一男	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字嵐廻間 46番第 1番地
梶野 由子	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字上ノ山 1番第 1番地
早川 久	名古屋市緑区桶狭間上の山1921番地
梶野 孝光	名古屋市緑区桶狭間上の山 407番地
梶野 まつゑ	名古屋市緑区桶狭間上の山3654番地

5 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間等

(1) 期間

令和元年12月 4日から令和 2年 3月 4日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3第 3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

(3) 提出先

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2第 1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行った同法第 260条の38第 1項の規定に基づく申請を相当と認めるので、同条第 2項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができます。

令和元年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申請を行った認可地縁団体の名称

明治学区連絡協議会

2 申請を行った認可地縁団体の区域

名古屋市南区

明治一丁目	1番から25番まで
明治二丁目	1番から32番まで
内田橋一丁目	1番から35番まで
内田橋二丁目	1番から11番まで、13番から22番まで及び24番から39番まで
三条一丁目	1番から 9番まで
三条二丁目	1番から26番まで
氷室町	1番から 5番まで及び 7番から23番まで

3 申請を行った認可地縁団体の主たる事務所の所在地

名古屋市南区明治二丁目14番 1号

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	144.82平方メートル	名古屋市南区内田橋一丁目3518番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
横井 北海雄	名古屋市南区明治町一丁目 3番地
早川 平治郎	名古屋市南区豊郷町三丁目24番地
前川 一枝	名古屋市南区豊田本町二丁目11番地
古山 五美	名古屋市南区南陽通一丁目22番地
坂野 栄次郎	名古屋市南区一條町二丁目32番地

5 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間等

(1) 期間

令和元年12月 4日から令和 2年 3月 4日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3第 3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

(3) 提出先

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課